

生産



例えば…

生産～消費の「顔の見える関係」

安心して食品を購入できるようにするには、生産者と消費者の間を「顔の見える関係」にすることが大切です。

そこで、牛をはじめ米、青果物などについて、「いつ、どこで、どのように」生産、加工、流通されたかという、食品の履歴書づくり(トレーサビリティ・システム)のモデル的な導入を進めていきます。

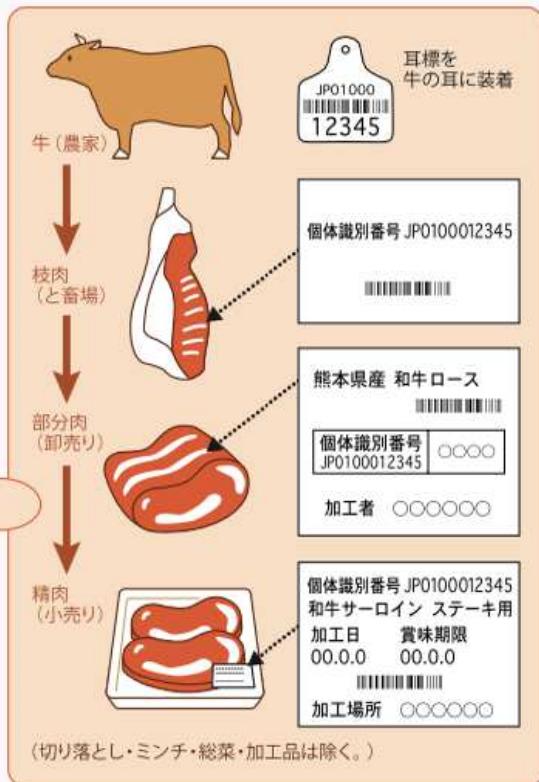
〈牛の場合は〉

国内で飼育されるすべての牛は、戸籍に当たる「個体識別番号」が付けられ、生産から店頭に並ぶまでの履歴が分かるようにしていきます。

ストップ! ザ・無登録農薬

無登録農薬の使用については、法律に罰則規定が設けられました。食の安全を守るために、農薬の適正使用などを指導するとともに、監視を強化していきます。

食の供給県として、安全な食の生産、製造・加工を促進しています。



流通



例えば…

販売店などの監視指導

「食品表示は適正か?」「衛生基準は守られているか」など、食品衛生監視員が販売店などに立ち入り、監視指導を徹底しています。

監視指導や試験検査を徹底しています。



監視指導

輸入食品への監視

輸入食品による健康被害などのトラブルを未然に防止できるよう、国と連携して情報収集に努めています。特に、夏場、年末は「輸入食品重点監視指導期間」として監視を徹底していきます。



試験検査

試験検査で安全確認

安全な食品が消費者に届くよう、県保健環境科学研究所などでは、食品添加物、残留農薬、微生物など食品の安全性の確認検査に、日々取り組んでいます。

特集1

食の安全をめぐっては牛海绵状脳症(BSE)問題や無登録農薬の販売使用の問題など、「食への信頼が大きく揺らぐ出来事が続きました。そこで県では今年二月末にくまもと食の安全安心のための基本方針」を策定し、生産から流通・消費に至るまで、県民の皆さんの安心につながるような総合的な食の安全安心対策を進めています。今回はその取り組みの一部をご紹介します。

安全なもの安心して食べるために!

